社会福祉制度の概要

【 】内は措置権

平成21年4月1日現在

種別・根拠法	概	要	措置権等	摘 要
老人(施 設) 【市、町村】 老人福祉法§11	体設置) させ、又 会福祉法人設置) ※特別養護老人ホ	ームへの入所につ ら介護保険制度に ない事由により介 入所が困難である	祉法制定 措置権:県・ 市福祉事務所	(費用負担) 措置権 市 町村 市 10/10 - 町村 - 10/10
児童(助産の実施)【市、県】 児童福祉法§22	わらず、経済的理 産を受けることが いて、その妊産婦	要があるにもかか 由により、入院助 できない場合にお からの申込があっ 婦に対して、助産 を行う。	措置権 S26:県及び 市措置権(福 祉事務所を管 理する地方公	(費用負担) 実施主体 国 県 市町村 市町村 1/2 1/4 1/4
児童(母子保護の 実施) 【市、県】 児童福祉法§23	に準ずる事情があ その者の監護すべ けるところがある の保護者から申込	き児童の福祉に欠 場合において、そ みがあったとき び児童を母子生活	任事務→団体 事務	
児童(保育の実施) 【市町村】 児童福祉法§24	等の理由により、 児、幼児又は特に られる児童の保育 ある場合において	者の労働又は疾病 その監護すべき乳 必要があるところが に欠けるところが 、保護者からの申 きは、保育する。	措置権 S62:機関委 任事務→団体 事務	(費用負担) 保育実施 国 県 市町 市町村 1/2 1/4 1/4 ※民設保育所
児童(児童福祉施設入所措置等) 【県】 児童福祉法§27① 3	させることが不適 は家庭裁判所から	護施設・乳児院	権 S62:機関委	(費用負担) 措置権 国 県 市 町 県 1/2 1/2 - -
児童(指定医療機 関等委託)【県】 児童福祉法§27②	所させて肢体不自	対して、児童を入 由児施設又は重症 おけると同様な治 託する措置。	立療養所を含む) について	
児童(児童の一時保護)【県】 児童福祉法§33	場合等で、保護が	することが困難な 必要な児童を、児 一時保護し又 は 保護を委託する。	活援助事業の 実施対象者が	
児童(児童自立生活 援助事業委託) 【県】 児童福祉法§33⑥ 1	希望する義務教育 立援助ホームに委	終了児童等を、自 託し日常生活上の		